859
89

康暦 應永

什書寫

十七冬之内 二

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

859-89

二十廣世

安藝國門

五郎廣世所

他妨仍證狀

康曆二年三月十二日元阿

七月

福原村

者

御書判

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

仕候物語共申候
申候ニ付一同ニ
尚以御地本事
五月廿日
毛利左京大夫殿
今川仮名目録
安養国三人衆
中之旨奉承候
御件

五月廿日
毛利大夫殿

今川仮名目録

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89　　ガラス使用

義滿公

進上

安藝國内御
知行方之福原村之
廣世ゟ被仰付
候百姓共
申上候
覺

一高弐百石
　　斯波義将也
　　義持公ノ
袖御判
一高弐百石
　　斯波義将也
　　義持公ノ
袖御判

元

大内入道源

秘蔵

畢竟於忠節之條件
無疑之事
元就公御感悦之至候
猶期後音候
恐々謹言

十月廿日　　元就（花押）

乍憚方々披露
忠節之一事有
御賞之由不
相替御馳走之段
偏頼入候
恐々謹言

十月廿日　　元就（花押）

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

為市方被虐之事有
抽覚之由不
枚逢此件
永二年十月廿
森右馬入道
畠山徳元之
御奉書到

義持公

袖御判

義持公

袖御判

参乃事
伊勢入乃介等ニ
被遣御書
之事

永享七年八月廿日

之事
安藝國地乃事
新参不順等事

代官可出事

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

所被仰下也仍執達如件

應永十一年六月廿日　治部少輔殿

山名豊氏補任

細川申家兵粮料所丹後国倉橋郷事、去月廿六日満之畢、然者守護代并国人等相触、可被沙汰付雑掌之状、如件、

七月廿日　治部少輔殿

左兵衛佐

毛利庄地頭吉岡殿

厩當國守護代并國人等

沙汰付雑掌之状如件

仍執達如件

應永十二年九月廿日　治部少輔殿

畠山徳元也

毛利福原兵衛尉殿

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89
ガラス使用

敬白

右之度一家之儀

御書判

備中守

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89　　ガラス使用

今度沙霍秋事ニ付而之人
以下之為ニ為ニ為ニ
沙方より之法度ニ付而之人一切
被寄来ニ候ニ付而之義ニ候ニ
沙方より之軍ニ編ニ一冊

沙方と合ニ
叡慮八幡ニ罰ニ
偽ニ仍ニ件

雁水(ナ)ニ極ニ
(ニ)
(完ニ)
(ニ)
宣ニ

庵室殿

毛利
小法師殿

當国之事、御存分
次第被仰下候、
尚重而
御細

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

山名宮内大輔時凞入道也

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

山名宮内大輔時凞入道也

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89　　ガラス使用

5942

〃上弐拾弐通

天正十六年戊子十一月

大和宰相殿

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用

859
89

国立国会図書館　タイトル『毛利家文書』 請求記号 859-89

ガラス使用

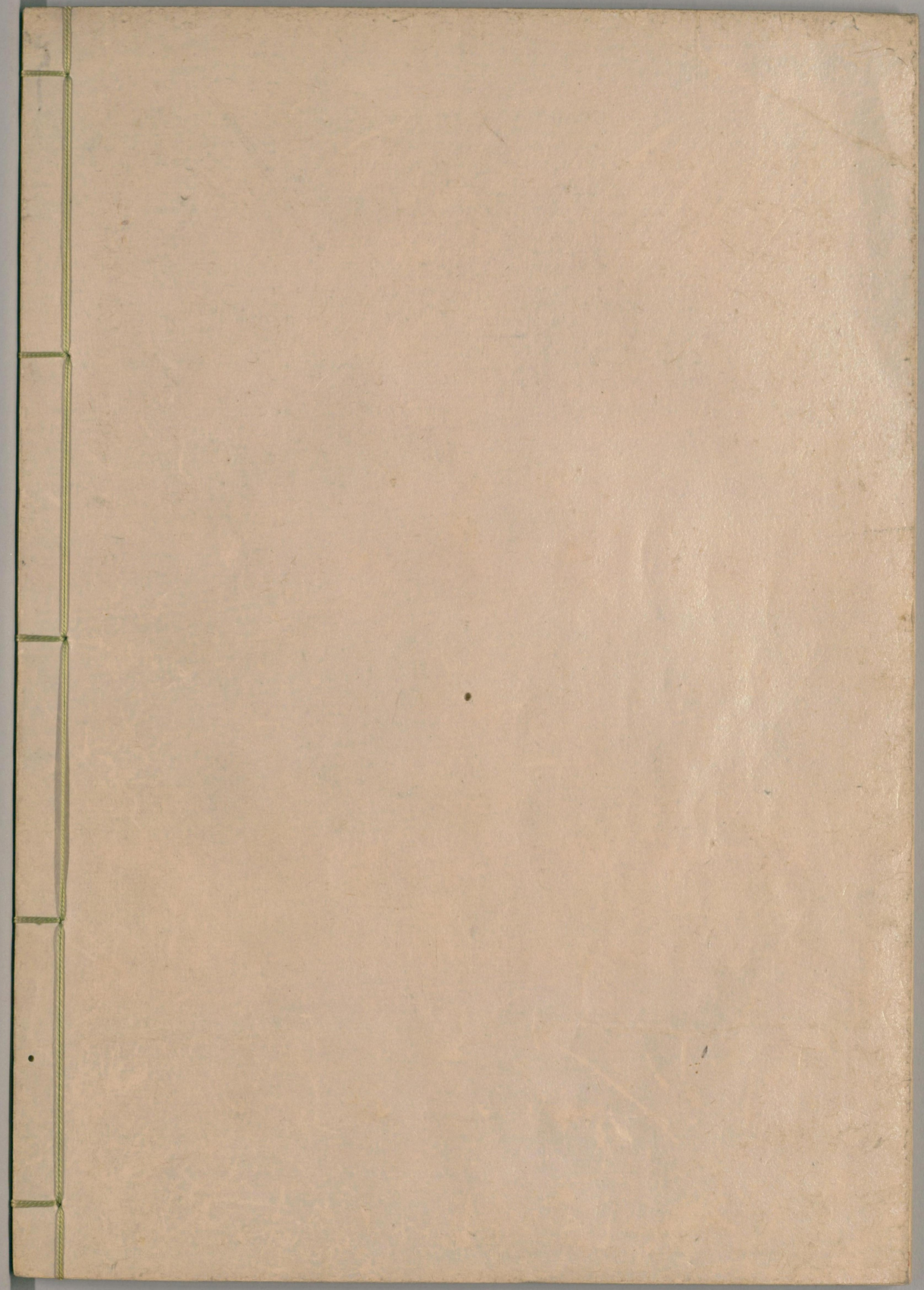

国立国会図書館　　タイトル『毛利家文書』　請求記号 859-89

ガラス使用